校訂『犬山里語記』（巻の六）

日比野　晃

はじめに

本稿は、肥田家蔵写本（小島由松写本）を底本とし、名古屋市立博物館蔵本・犬山市立図書館蔵写本（近藤秀胤写本）・国会図書館蔵写本・大島家蔵写本を校合・参考にして、これの忠実な翻刻に努めた。

なお、読解の便をはかり、次の原則にもとづいて校訂した。

一、適宜に段落を設け、句読点・並列点を付した。

一、変体仮名・合字は通行の平仮名に改めた。そして平仮名には、必要に応じて濁点を施した。

一、漢字は原則として新字体を用いた。古字・俗字・略字などは通行の字体に改めた。また、宛字・借字は底本のままにした。

一、底本には送り仮名の欠けている個所があるが、特に意味がとれない場合に（　）をつけて補った以外は、そのままとした。

一、誤字と思われるものには右横に（　）をつけて訂し、脱字・脱文であると思われるものは（　）をつけて補い、必要に応じて校合本との校異を注に記した。

一、明らかに誤字であるもの、脱字であるものは断りなく訂した。

一、以上のうち、底本に引用されている証文などは、句読点を付したほか、原則として特に訂さないで原文のままとした。

なお、大島家蔵写本は、巻の二・三・四（上）・四（下）・五・六・七・九・十・十一・拾遺からなるもので、巻の一・八は欠本である。写本者名は不明であるが、肥田家蔵写本と校合すると、文の配列・表現法も同一に近く、部分的に漢字の所が平仮名になっていたり、またその逆になっているにすぎない。従って、この大島家蔵写本は肥田家蔵写本と同一の原本（赤堀家所蔵本）によるものと考えられる。また、大島家とは、現在犬山市本町在住の大島隆三氏宅のことであり、一九世紀前期に犬山の産物問屋をしていた綿屋太兵衛の子孫である。綿屋太兵衛は、巻の五（「論叢」第十二号所収）にも、本稿（三頁上段）にも、巻の十一にも登場する。

犬山里語記　巻の六　目録

御城山、花散沢、木曽川一部渡・二部渡、侍塚、禰宜ヶ洞、陶所、一本杉、御塩硝蔵旧跡、蟹清水、瓦坂、刃焼土出所、別墅三昧、大田、勧行洞、二王嶋、辻御堂、甲塚、天神川、青木川、玄番屋敷、猪子屋敷、矢場、山伏塚、穢多屋敷、小口街道、一本松、深瀬三昧、獄門場、五反小、木津三昧、宗九ヶ墓、岩神、鉄砲場、新堤、鐘塚、甲塚、木曽川、藤ヶ瀬、狗還、抱岩、城山（じゃうやま）、七ッ岩、赤岩、十八灘、鵜飼渡し、木津圦、伊木山、曽水の洪水、瓦坂、名古屋街道
長吏共の事并廿九座・廿八番の名目、番人差配の村々　以上[1]

犬山里語記　巻の六

地理

御城山は往古より産社の御神御鎮座まします所也。松の丸より榊の御門の方へ通路の坂路は、むかし内田村へ通ひし路なりと聞へける。三光寺御山はむかし三狐尾[2]といふ。産社の社僧寺有し所と聞へける。中古[3]に木の下村よりこの三光寺御山へ御城を移させ給ふて、夫より今の地へ慶長年に御造営有しと云。一説に[4]、木の下の御城を移させ給ふは天文六年、織田白岩様[5]也。則、今の御城にて、慶長年御造営（は）濃州兼山の城を石川様[6]御拝領にて小笠原様[7]御造営の事也といふ。七軒町と申は、むかし町人七人住居の陌と云。其人には丸屋平兵衛・米沢屋久右衛門・大坂屋吉治・釘屋久平・溝口屋八右衛門・御索麪屋新右衛門・加嶋屋文治等也[8]。御城御造営に付、天文年に右人数練屋町へ引越し被仰付候由。（今、横町或は新町と呼るはむかしねりや町のよし）水の手御番所七曲（り）は往古より万蔵院といふ山伏の居住也。貴船の御社は万蔵院の鎮守也と聞へける。万蔵院も天文年に四つ屋へ易地被仰付、四つ谷山と号たる由聞へける。

一、花散沢、今は白山平の麓に其名あれども、往古は御城内東谷より湧出る清水のながれ、今の御堀の所也と申伝ける。

烏丸大納言光祖卿の御詠に[9]

　山桜さかりの後の嵐には花ちる沢の名をもたつらし

一、木曽川に一部のわたり、二部のわたりと云渡しあり。此二部の渡りは南町よりこしたるとも里人云侍れども、内田村船頭に一部かゝり・二部かゝりと弐組有事なれば、全く内田の渡しなるべし。一部とは今の渡りの事也。二部は内田堤に今ある古木の榎の本より下りて南町へ越したるさま也。堤より畠中に道ありて新道へ上り、魚屋町の津田御氏大門の所に出たるよし。（津田大門（と）は亭主ばんのある所なり）天正年に秀吉公の大軍、藤橋をかけて棹渡りしも此所のよし聞へける。

一、内田わたりは前条の一部わたり也。船頭給の事は里人の部に出す。

一、瑞泉寺・妙感寺とも寺院の部に顕（は）す。

一、瀬方の天道并辻天王・御旅所等は神社の部に出す。

一、侍塚と云所有。天王坂（の）下にて道際也。柿の木有。何人を葬たる塚か不詳。此塚の木を枝うちなどすると祟（りをうけ）るといふ事あり。或僧曰、此塚は井上喜左衛門と申方、喧嘩してこゝに葬たると云。しかし井上（御）氏は臨溪院の旦方なるよし。さすればこゝに葬る事不審。或は曰、妙感寺に斎（トキ）有て酒興の上口論取出し、こゝに到りて刄上に及び、互に相果たるといふ事聞へける。不詳。輝東庵の中興東嶺和尚、豆州より入寺の砌、傍人に語りて曰、此辺に（侍）両人刄上にて死たる事あり哉。於に今、其苦みをのがれずと給ふ。此事、予も其ころ輝東庵に折々出席すといへども聞侍らず。後に内田村農民、これを和尚に聞待(る)りと予に語る。又或る人、是を其時の副司に聞置たり、慥成事と語りける。仍てこゝにしるす。

一、白山平は神社の部に出す。

一、妙感寺古三昧の事は別土（野）御三昧に出す。

一、相生の事は神社の部に出す。

一、禰宜ヶ洞といふ所有、継鹿尾山の境にて相生山の北也。下は木曽川の岸にて氷室といふ所也。或人の曰、白山平に御鎮座の時、神人の住ける地也といふ。此説不詳。

一、陶所は文化七年未四月、御庭焼上本町嶋屋惣九郎願に依て始る。同十四年丑三月、右株を同所（町）綿屋太兵衛へ譲る。[10]

一、余坂村のひがし、道北に古き大杉有。一本杉と云。石川助太夫控にて、先祖万蔵院の墓也。むかしは壱町四方の控地といふ。且つ云、余坂先妙感寺迄は往古三昧のよし聞へける。

一、[11]御塩硝蔵はむかし小嶋の里に有りたるよし。易地の年代不知。

一、蟹清水といふ所は天王坂の下也。今は田と成て其形なし。

一、瓦坂、これは御城御用にて、むかし斎加六左衛門といふもの此所にて瓦を製す。

一、刄焼土取る所は家久孫三郎伝にて、内田御門前御池堤に樋（トイ）の有所より三枚目（の田）より掘出すと云。此樋の事、今はなし。予が少小のころまで堤の下に樋有りて、其水、前の溝川へながれをつる事なり

一、[12]別墅三昧は正徳四年七月朔日、相生山より易地なり。往古、犬山三昧は今の妙感寺の地也。御城近辺たるによって三昧を相生山へ移す。今の御山南の洞といふ。御宮に相成候ゆへ、又、冨岡村の三昧別墅といふ所へ替るといふ。

一、余坂ひがし大田と云所は、犬山北三昧と云所に（も）ありしが、其遺骨を掘出して今の妙感寺の地に葬り、三界（万）霊のため地蔵尊を安置して骨寄せの地蔵と云。

一、丸山勧行洞は、むかし修験徳願寺の持にて勧行有し所と云。[13]

一、二王嶋・辻の御堂といふ田圃に名あり。何の代なる事哉不詳。むかし、かいけん寺といふ大寺有し由、其ころの事なる歟、[14]不知。

一、甲塚と云塚あり。不詳。[15]

一、田中の森、神社の部へ出す。

一、天神川、田中の森の前に流る。水上は冨岡山より出て、下は橋爪村にて青木川へ合流す。此川上を石田川と云。

一、青木川水上は善師野山の奥にて帷子山より出る。橋爪村にて合瀬川と云。里俗、権治川といふ下は河北村の北西へながれ、下野村上

小口村地内にて木津井筋へ合流す。此川え橋爪村地内にて塔野地村の杉川流れ入、これを猪洗と云。

一、木の下村の南に玄蕃屋敷といふ畠あり。其名不知。

一、徳授寺北裏に猪子屋敷と云所は、織田家の臣猪子郷左衛門[16]・同嘉助・同才蔵等のやしき跡と聞へける。熊野町出先を馬場といふ。其家臣達の馬場成し哉。

一、木の下村西垣添に矢（場と）いふ所有。今は西屋敷となる。

一、坂下に山伏塚といふは、修験快教院の世代こゝに葬る。

一、穢多屋敷（は）何れの時よりかしれず。むかし弐軒にて有し由。今は屋敷地に家多く出来たり。

一、出来町先小口街道は、むかし今の秋葉の御社地の北なり。民家出来て陌と成。享保十九年十一月、今の坂口に替る。古道は畠ヶにしるし[17]、今の坂口は古三昧なるよし。

一、出来町先街道のひがし、埒あり。東の方へ畑中に細き埒也。何故といふ事しれず。むかしは正久寺境迄有し由。今は弐、三間の埒と成。

一、寺内町東に一本の老松あり。むかし本龍寺、小嶋の里（サト）に有し時、其寺の大門道と云。畠ヶに道のすがた見ゆ。此松[18]、文政十弐年に大風吹倒したり。

一、橋爪橋の巾下三昧を深瀬三昧と云。一説には四郎丸・五郎丸の下段也といふ。いづれ此巾下の地面を深瀬と呼ぶ歟。往古、此所青海原にありし由、薬師寺の本尊こゝに出現と云。羽黒川合戦に稲葉一鉄斎の出張も此所にて、段の上に陣をうつすといふ事は今の街道の上にうつされたる歟。

一、獄門場といふ畠有。出来町先西がわ也。長吏長右衛門、今是を畠にて耕作す。これは寛文年中に名栗町吉右衛門と云者、商人宿をいたし、美濃のものを止宿させ、纏の金に欲心かけて其客を殺し、居風呂桶に伏置たり。尋来たる人にこれをかくしたり。（事）顕て終に牢舎し、家族は不残犬山追放に相成、其身は牢より馬にかきのせ、犬山町中引わたし、此所にて獄門にぞ行れける。

一、産社の五反小と云神領は青木町堤西にて、今は宮田といふ。

一、木津三昧は[19]、むかしは今の圦の所なるよし。今の地は木津村地にて、圦御普請の節より引移したるといふ。一説に、木津村の畠ヶヤロカに流失す。其後、三昧と成。又曰、むかしは犬山三昧、斎藤川原に有し由、夫より引たると云事かたる老人もあり。

一、宗九が墓と云（は）日比野伊織之輔の持墓也[20]。

一、岩神といふ大岩有。農人休らんとて此岩にこしかけたる時は、決して祟を受ると云。

一、鉄砲場といふ所は、専念寺前木戸際より南へ入る細みち也[21]。むかしは砲術の稽古にても有し哉。明和の年に上本町喜十郎と云者、死罪にて此所にて其からだを損しものと成。

一、中切先新堤は、寛政十年午八月にて、其以前はなし。地面の替地已来上野村より入米となる[22]。

一、中切南の畑中に鐘塚と云あり。むかしは大なる塚の由。追々土流れたるを、安永年に塚をこぼちたり。里人、塚のなく成事を思ひ、又、土・石をよせて其かたちを作る。往古、明覚寺の鐘楼跡なる歟。

不詳。

一、大本町村の南畑中に甲塚（カウヘ）と云あり。或人の曰、鎧甲・長刀・太刀の類をむかし掘たる事ありて、又、納めたるといふ。其故不詳。(23)

一、木曽川は日本一（の）大河也。水源は信州木曽溪より出る故、こゝに名とす。犬山より三里かみ、美濃の川合と云所にて飛驒川合流す。飛驒川は位山より流れ来る。又、みのの国郡上川一筋、金山と云所にて入流（す）。其外、白川流れ入、其流合流して可児合と云所にて可児川又合流す。小川にては数を不知。川下にては長良川・揖斐川も合流して、勢州桑名にて海に入る。明治三十三年四月、分(24)流工事成（此）川上栗栖より川下般若村迄行程三里の間は犬山附の川也。洪水・流木の節、御役人御出張にて流材を留させ給ふ。此川通にて献上の鮎殺生あり。むかしは鵜飼もありて、上兼山辺より下円城寺迄は犬山の殺生場也。尾・濃の両国、他領の差別なく犬山役所へ不願して殺生する事不叶。又、川戸御番所の事は先侯石河の御代、川並〆りの為、御番所を被為居候。木曽川御番所の始也。於に今、川方まとひのしるしは石川の御紋鶴の目也。こゝにしるす。

一、藤ヶ瀬、此辺にて梁かけて鮎を漁す。

一、狗還はつがの尾へ通ひ路にして、川岸の細道岩をつたいたる危難の所也。里人柴を負て通れども、獣足の通ふ事不叶。故に名とす。

一、抱岩は内田わたりの上（み）にて水中に浮ぶ。

一、わたりの向なる城山（じゃうやま）といふは、宇留馬（の）城主大沢和泉守の城跡也。山上に矢の根石また焼米石など有り。此山を志水山霧が城とむかし云たるよし聞へける。

一、七っ岩は今川の水の手御門の下た也。冷泉湧出る。

一、赤岩は今川の向ふにあり。むかしは木曽川、此西北にながれたるよし。先侯。西谷御門より御出有りて御酒宴有之と云事有。

一、十八灘は城下の瀬をいふ。

一、鵜飼屋わたしの事は、其はじめ詳にしれず。是は最初、搓乗り帰路の模通に出来たりと云。故に新造の節、御城下并みのの近村、常に通路の所を銭集して入用の助とし、又其たらざる所は神（戸）氏より補ふ。或説に、昔し切支丹御預けのものあり、其渡世の為、渡守を致させたるといふ。

一、木津圦は木曽川一の枝とむかしより唱し所にて、慶安弐年古木津又寛文三年（に）新古津圦出来ず其以前は洪水の節、押流れたる事なる欤。斎藤川原の方へ押て、山王村の長池は此流れ通りなるよし。里語に、昔し西国に八百比丘尼と云もの有、尾州木津村の産也。木曽山はむかし尾の木津より伐はじめたると語し由。

一、川向なる伊木山は、むかし伊木長門守（正久）の城跡也。今、備前の御家臣伊木御氏也。此山の林下に立壁と云所有。深渕にしてテンコー〱と云。水無月のころ龍宮にて太鼓叩く音聞ゆと云事、むかし語り也。

一、木曽川の洪水度々有れども、貞享四年八月廿六日にヤロカ水と云事有。前代未聞の洪水と云。里語に、ヤロカ〱と川上より呼りし声聞て、ヲコサバヲコセと答しより洪水と成り（し）事聞へ

ける。又、寛政十年（午）四月八日に洪水し、ヤロカに不劣、所によりてはヤロカに五寸も高し。御城内榊の御門下より水の手御門へ船にて通ひ、西谷御馬場上の高塀矢狭間より波を打込たり。

一[25]、瓦坂御木戸は、むかし常々の通路にあらず〆切にて有之処、安永三年甲午より昼間通路と成。

一、名古屋街道は、むかし大本町より武士陌大本町冨士塚の下へ出て、今の段の下也。其かたち畠けに見ゆ。[26]一岳様御代、八幡口今の外町より羽黒村大榎迄往還御切り替有之、御普請奉行河野九左衛門と聞へける。

長吏共の事

長吏共に三氏有。高木・石木・石原也。昔は木の下村南屋敷と云所に住ける由。今に畠に其井戸有。今の長吏屋敷へ引移たる年代不知。

一、治郎兵衛・加平治等は高木氏也。先祖は、生国陸奥国の者、京都に登りて七條家に奉公し、高木彦之進吉秋と云。又、浪人して当国愛知郡米野村にしばらく住して、其後丹羽郡橋爪村に来住す。男子弐人有。兄を彦右衛門と云、同郡下野村堀（之）内に居住す。弟を彦左衛門と云。父子共橋爪村にて医業し、其四代の孫に[27]彦兵衛・権兵衛と云男子二人有。女子壱人有。此女、名古屋へ出て恐多も国侯に仕へ奉りたるといふ。父治郎兵衛え被下置候御書、今に恐ながら秘蔵し奉る。則、左にうつし侍る。

大栗一箱、鮒鮨一桶饋給御心入、喜悦之至候、猶期後音候
恐々謹言

三月六（日）　尾張大納言
義直御書判
高木治郎兵衛殿

其砌、彦兵衛、権兵衛共当御役所様へ被召出、御抱被下置、御扶持方頂戴仕、木之下村前屋敷におゐて住居之地を被下置、橋爪村より引越候。橋爪村住居之節、伊奈備前守様御検地御入有、竿取役相勤申候付、為御褒美居屋敷分頂戴仕候。只今に右地所控に相成候由申ける。[28]此地所、昔とは替地にて（只今にては）橋爪村中組向之畑と云所にて無年貢地也。

一、弥作・甚助・甚平。此三人は石木氏にして、昔何方より何年中に来りて御役に御抱有之候哉の事不知。

一、庄助は一曰長右衛門石野氏也。里語に、瑞泉寺開山、勢州朝熊山より召連れ来り給ふ者にて瑞泉寺仕へ給たるを、切支丹御吟味の節御役所へ御雇有之。以来、此屋敷に住居したる由申ける。明和のころ迄は瑞泉寺より御扶持方も下されたると云侍れども、瑞泉寺に其謂れ不聞。しかし昔より何事によらず瑞泉寺へつとむ。毎年両度の開山忌に（は）御斎も被下候事也。[29]文政十弐年冬より、父庄助を瑞泉寺の山番に被召抱、居宅も被下候。

一、むかしは番人八内と云者なし。五ヶ村にも畠番の者なし。何事によらず長吏共より取扱をなしたるもの也。宝永八年卯二月、白山平の内に罷在候乞食共の儀、御入城の節街道筋にて不宜候間、外町籠屋敷近辺へ引越させ候て可然旨被仰出候由。則、今の先聖寺下に小家建て置候。八内のはじめ也。享保八年卯五月、長吏共御扶持方被召上候に付、召抱候八内を暇出し申度願出候処、八内は抱置長吏共諸共に町中を廻らせ可申由仰渡(さ)られ候。八内、其後今の猪子やしきの内分散屋敷に小家を引移したり。むかしは毎日の町廻り、長吏共の内より勤たるもの也。宗門御改の帳には犬山籠屋敷と有之候。長吏とは役名欤。団左衛門も江戸長吏にて廿九座の者を差配す。其品は左にしるす。

宝永四年亥正月、江戸長吏団左衛門より配当長吏助左衛門え下し文。

一、今度匂当之内久我并京都座頭（之）内五老検校、江戸江相詰公事仕候、未分明依之御殿奏江罷出、代々所持之御証文差出し候

一、欽明天王　御朱印

一、頼朝公　御判物

御公義様江先例具ニ申上候ニ付、五老検校拙者手下ニ被仰付候旨、依之京都ゟ詰居候五老、夜逃仕候事

一、金剛太夫勧進能申談候ニ付、御公義様御下知を以、芝居桟敷等迄相調候得共、（拙者所江）不知案内候故、不許之所種々改申ニ付、許之者也

一、当四月中旬ゟ勧進能初申候、自今以後勧進能有之時者、拙者ニ申出し可仕候、又座頭尓ても不届乱妨吟味可有之事

一、我等手下之者廿九座、先例之通被仰付候事

一、長吏　二、平家座頭　三、舞々
四、猿楽　五、陽陰師(陰陽師)　六、左官
七、麗師　八、鋳物師　九、辻売
十、石切　十一、縫物師　十二、鉢叩
十三、笠縫　十四、渡守　十五、関守
十六、一銭剃　十七、壺作　十八、質屋
十九、　廿、　廿一、筆屋
廿二、ミのや　廿三、く王以良以し　廿四、
廿五、猿廻し　廿六、鷹匠　廿七、傾城屋
廿八、　廿九、

但、湯屋・風呂屋ハ傾城屋之下たるへし、人形廻しハ猿楽之下たるへし

鎌倉之住　藤原団左衛門頼兼

長吏共所持する書付の写

天下役人手下之者、弾左衛門長吏之頭

長吏　座頭　舞々　猿楽　陰陽師　壁塗　土鍋(偶)師　鋳物師

辻目暗　非人　猿引　鉢扣(叩)　弦指　土器作　石切　放下師

笠縫　渡守　山守　青屋　坪立　筆結　墨師　関守　鐘たゝき
獅子舞　箕師　儡傀師(傀儡)　傾城屋
右之外、道者（数多く雖有之、是皆長吏之者其上たるへし、此者）盗賊共之輩を長吏として可行之[30]

一、頼朝公之御代之御判形有之。風呂屋・湯屋、傾城屋之下ニ付、人形作り・舞々之類・傀儡師之下ニ付、雪踏作り・草細工・に可王徒可ふ類、皆々廿八番之下多るへし。従源頼朝公御諱名字被為下之、其後従尊氏将軍公被為下之、仍系図鎌倉之住人頼兼出之
干時文明弐(歳)年子八月下旬

犬山長吏共より村々に番人を居て差配する村名如左。
犬山町弁五ヶ村。丹羽郡の内、木津　犬山羽根　上野　下野・同定松組　原新田　福塚　高木　斉藤　和田　下般若　中般若　河北中沖　二っ家　上小口　中小口　下小口　萩嶋　外坪　松山　橋爪上組・同中組・同下組・同新田　安楽寺　冨士　羽黒　堀田　同朝日・同川原町・同新田　安戸　神尾　入鹿　前原　塔野地　今井　善師野　冨岡　継鹿尾　栗栖
春日井郡の内、本庄　林　大山　野口　上青山　上末　西豊場東豊場　荒原　寺野　田中
右村々番人相撰差置候事、文化十四年丑六月、長吏共より御役所（え）書上候写[31]
犬山里語記巻の六終

注

(1) 名古屋市博物館蔵本（以下、名博物館本という）・国会図書館蔵写本（以下、国会図書本という）には、この項目見出し（目録）はなく「犬山地理の部。附り、長吏共の事」となっている。
(2) 名博物館本・国会図書本は三狐尾寺。
(3) 名博物館本・国会図書本は中昔。
(4) 名博物館本・国会図書本では「予思ふに、天文年中、木の下より当御山に御うつし有。慶長年中の事は、兼山の城を拝領の後、御造営といふ事ならん」と、著者の判断の形にしている。
(5) 織田与次郎信康。
(6) 石川貞清・石川光吉とも云う。
(7) 小笠原吉次。
(8) 名博物館本・国会図書本では「此七軒とは丸屋・釘屋・米沢屋・大坂屋・溝口屋・加嶋屋・御索麪屋等の事なる歟。」と人名は挙げず、続いて「抜屋は今の中御門前榎の本に住けるよし。東谷新坂の事は平岩屋敷、むかしは今の御堀際迄ありし由。西谷ロ坂の御門は兼山より来る御門といふ」となっている。
(9) 名博物館本・国会図書本では「烏丸光祖卿の御歌に、おもしろの山ふところにありてこのふもとにかゝる花も咲けり。外山光実卿の御歌に、名にしおばそひてやみまし春深き花散沢のあけぼのゝ空。右の御詠は今の花ちる沢によみ給ふもの歟」となっている。
(10) 犬山市立図書館蔵写本（以下、犬山図書本という）には、これに続いて「其後、シダミ村辺より清蔵物兵衛といへる者来て、呉須うつし赤画

を書出し、犬山の名産になりける」と書き加えられている。

(11) 名博物館本・国会図書本のこの項は「小嶋の里は、今余坂むらの北なり。むかし此所に御塩硝蔵有りて、今余坂町中に有井戸は御蔵の御用也と聞侍る。」

(12) 名博物館本・国会図書本のこの項に相当する部分は「別墅三昧の事は、正徳四年七月朔日、相生山より引移す。(相生の部と此年号相違、いづれ是なるか) 此入口に一無といふ野形の石塔有。熊野町茂兵衛の祖なり。此一無といふもの此地にてせんべいをはじめて製す。犬山一無煎餅といふ事有」と記載され、これに関連して他項に「今妙感寺の地は、むかし犬山惣三昧の地也。御城御築に付、火葬の不浄を忌て相生の南谷へうつし給ふ。相生三昧の事は、享保二年に御宮御造営に付、火を焚て烟のとゞくほどは草木を刈捨て、不浄を拂ひ、三昧は今の冨岡西にて別墅へ引うつしたり」の記載がある。

(13) 名博物館本・国会図書本では、「山伏徳願寺の持也。此山伏、平岩侯御祈祷所にて有し由。坂下薬師堂の主也。今に薬師の仏餉料として所務なる地也」となっている。

(14) 名博物館本・国会図書本では「薬師寺繁昌の頃にも堂塔の有し事なる欤」となっている。

(15) 名博物館本・国会図書本では「甲塚といふは甲に似たるゆへか、又名ある人の甲を納めたるか不知。水晶石を生ず」となっている。

(16) 名博物館本・国会図書本では、「織田十郎左衛門尉信清の老臣」

(17) 名博物館本・国会図書本では、「古道は畠と成、今に其形しるし」

(18) 名博物館本・国会図書本にはこの記載なし。

(19) 名博物館本・国会図書本では「木津川原三昧火葬地の事は、」

(20) 名博物館本・国会図書本では「木津圦の巽に墓所有。里人、これを宗九が墓といふ。中切村日比野氏の墓也。伊織之輔の控也。むかし此圦の辺みな三昧にして、圦開発の節に宗九が墓計残りたるものといふ。」

(21) 名博物館本・国会図書本では、「大本町下たに鉄炮場といふ所有。」

(22) 名博物館本・国会図書本では、「中切村馬先新堤といふは寛政十年午八月新造也。同年四月八日の出水、堤通処々うちこしたり。依てこの堤を築給ふ事也。此堤敷地米にて入る。」

(23) この項は、前に「甲塚と云塚あり。不詳。」として前出している。したがって、この底本とした肥田家蔵写本のグループ(犬山図書本等)の方が名博物館本グループ(国会図書本等)より前に書かれたものであると考えられる。

(24) 底本にしている肥田家蔵写本は、一九〇一年(明治三四)に小島由松が写本しているので、この記事は小島由松の加筆である。

(25) 名博物館本・国会図書本では、「瓦坂東御堀の添にて、宗善藪に添うむかしは木戸を御〆切にて有しが、安永年中(国会図書本では安永三甲午年)より、当所の者通路御免にて、朝六ッより暮六ッ迄の通路也。御城御造営の節、瓦師芳賀六左衛門(国会図書本では苗字なし)といふ者、瓦を製す。」

(26) 名博物館本・国会図書本は、このあと次の内容になっている。「替りたるは一岳様御代也。天正年中、羽黒御合戦の節、犬山方の二陣、稲葉伊豫入道陣を備て待たり。矢陣破て二陣を段の上にうつすといふ。今の正久寺前也。」

(27) 名博物館本・国会図書本では、「彦左衛門四代孫に」。

(28) 名博物館本・国会図書本では、「只今に右地所、私共控に罷成候よし申侍る。」

(29) 名博物館本・国会図書本では、この一文の内容記載なし。

(30) 大石慎三郎校訂の『地方凡例録』（近藤出版社発行）には、長吏弾左衛門由緒之事の項の中に次の一文が載っている。

一、頼朝卿御朱印之写

鎌倉長吏藤沢弾左衛門へ与之

一　長吏　座頭　舞々　猿楽　陰陽師　壁塗　土偶作　鋳物師　辻
目暗　猿曳　鉢叩　弦差　石切　土器師　放下師　笠縫　渡
守　山守　青屋　坪立　筆結　墨師　関守　鉦打　獅子舞
簑作　傀儡師　傾城屋

右の外の者数多雖有之皆長吏ハ其上たるべし、此内盗賊の輩ハ長吏として刑罰可行之、湯屋・風呂屋ハ傾城屋の下たるべし、人形舞ハ廿八番の下たるべし、

治承四庚子年九月日

頼朝卿御判　下す鎌倉長吏弾左衛門頼兼

此右大将家の下文本紙鎌倉鶴が岡に奉納と申伝へ、虚実不分明の由、併し別当方にて写し貰ひたる旨、弾左衛門書上に見ゆれバ実事にても有るべきや、去ながら治承四年ハ頼朝伊豆国に義兵を興せし年にて、未だ平家亡びず、乱世の始りなれバ、長吏等の支配を命ぜられたること甚だ不審なり、又下文の字体も慥かならず、恐くハ後人附会の説にもあらんか、

(31) 名博物館本・国会図書本では、この個所は次のようになっている。

一、犬山長吏共控の村々に番人を采配する村名、左のごとし

犬山町方　犬山五ヶ村
丹羽郡木津村　丹羽郡上野村
同郡犬山羽根村　同郡下野村
同郡下野原新田　右下野村の内定松組
同郡福塚村　同郡高木村
同郡斎藤村　同郡和田村
同郡中般若村　同郡下般若村
同郡河北村　同郡上小口村
同郡中小口村　同郡下小口村
右河北村の内中沖・二つ屋　同郡萩嶋
同郡外坪村・同松山　同郡橋爪村上組・中組
同郡安楽寺村　同郡五郎丸村・橋爪新田
同郡羽黒村・川原町組・堀田組・朝日組・安戸組
同郡羽黒新田　同郡冨士村
同郡神尾新田　同郡奥入鹿新田
同郡前原新田　同郡塔野地村
同郡今井村　同郡善師野村
同郡冨岡村　同郡継鹿尾村
同郡栗須村　春日井郡本庄村
春日井郡林村　同郡大山村
同郡野口村　同郡上青山村
同郡上末村　同郡西豊場村
同郡東豊場村　同郡荒原村
同郡寺野村　同郡田中村
同郡本庄村

右の村々番人相撰差置候事。文化十四年丑六月、長吏共より御役所え書出し候写。